

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3227号から第3229号まで)

令和7年6月24日

横情審答申第3227号から第3229号まで

令和 7 年 6 月 24 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和5年7月21日旭高第858号から第860号までによる次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「特定文書番号 審査請求に係る裁決書の謄本について（送付）」の一部
開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表の「決定通知書記載の行政文書」を特定し一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表の「開示請求書記載の行政文書」の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年6月16日付で行った別表の「決定通知書記載の行政文書」（以下「本件審査請求文書」という。）の各一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、「個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため」と要約される。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消した上で、実施機関が黒塗りしたに係る請求文書の開示を求める。
- (2) 請求外同一文書3件の請求があったかのように「審査請求に係る裁決書の謄本について」と同文3件を掲げ行った一部開示決定の送付があったので、文書の開示は困難と思料し審査請求を提起する。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求文書について

ア 開示請求書の記載から、本件審査請求文書は、特定年月日付の裁決書（特定文書番号）に係る当該審査請求の事案の概要及び審査請求人の主張の要旨が記載された行政文書であると解される。

イ 本件開示請求に対し、実施機関は、本件審査請求文書を特定して開示した。本件審査請求文書は、特定年月日付特定文書番号の裁決書の謄本及びその送付文から成り、当該裁決書の謄本には、「裁決の理由は、別添の答申における判断と同様です」と記載され、特定番号の答申書が添付されている。実施機関は、本件審査請求文書に記載された個人の氏名及び住所を、条例第7条第2項第1号に該当するとして不開示としている。

ウ 審査請求人は、本件審査請求文書は請求した行政文書ではないと主張し、また本件審査請求文書の不開示部分の開示を求めていると解されるので、本件審査請求文書の特定の妥当性及び不開示事由該当性について、以下、検討する。

(2) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

本件開示請求書において審査請求人が開示を求めているのは、当該裁決書に係る事案の概要及び審査請求人の主張の要旨であるが、当審査会で本件審査請求文書を確認したところ、裁決書謄本に添付されている特定番号の答申書には、まさに当該裁決書に係る事案の概要及び審査請求人の主張の要旨が記されていた。したがって、実施機関が本件開示請求に対して本件審査請求文書を特定したことは、首肯できる。

(3) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くと規定している。

イ 本件審査請求文書に記載された個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し一部開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

別表

答申番号	諮問	開示請求書記載の行政文書	決定通知書記載の行政文書
第3227号	令和5年7月21日 旭高第858号	特定年月日付特定文書番号により審査請求を棄却します。との 裁決書に係る審査請求人に対する「事案の概要」	特定文書番号 審査請求に係る 裁決書の謄本について（送付）
第3228号	令和5年7月21日 旭高第859号		
第3229号	令和5年7月21日 旭高第860号		

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年7月21日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和7年4月22日 (第10回第五部会)	・審議
令和7年5月27日 (第11回第五部会)	・審議